

高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金のご案内

南海トラフ地震等の発生直後に襲ってくる津波による被害を軽減するため、民間事業者が所有する建築物を従業者等だけでなく、地域住民等の命を守るための津波避難施設として整備する場合に、その経費の一部を市町村を通して支援する補助制度です。

補助対象者

市町村との間で津波避難施設の指定に関する協定を締結している民間事業者（間接補助事業者）が津波避難施設の整備を実施する場合に、当該事業者に補助金を交付する市町村

補助対象経費

外付け階段、屋上フェンス、屋上デッキ、避難案内看板、誘導灯・照明等、自動解錠装置等、津波避難タワー、備蓄倉庫、これらの設置に伴う補強工事費（津波避難施設設置に伴う荷重に対応するための工事。耐震改修工事は含まない。）、国交省の津波に対する安全性の基準の診断に係る経費（※施設整備を同時に行う場合に限る）

補助率

市町村補助額の1/2以内

補助限度額

10,000千円（補助対象経費が500千円未満のものは補助対象外）

補助要件

（間接補助事業者）

県内において高知県中小企業等融資制度の対象となる事業を営む事業者であること。

ただし、農林漁業、金融・保険業であって、津波避難対策上、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（津波避難施設）

間接補助事業者が所有する建築物等のうち、津波発生時に従業者及び入所者だけでなく、地域住民等も避難することができる施設として次のいずれにも該当するものをいう。

- ・ 県が公表した南海トラフの巨大地震による津波浸水予測域の区域に新設し、又は現存する建築物であり、津波避難施設の場所が避難者の安全を確保することができる高さに整備することができる建築物であること。ただし、市町村長が特に認める場合は、この限りでない。
- ・ 昭和56年6月1日以降の建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条に規定する構造基準（以下「新耐震設計基準」という。）に適合すること。
- ・ 従業者等以外に地域住民等が避難する場所として100平方メートル以上確保することができること。
- ・ 間接補助事業者が津波避難施設として市町村と協定を締結することができること。

お問い合わせ

高知県商工労働部商工政策課事業推進担当

TEL 088-823-9283 FAX 088-823-9261

e-mail:151401@ken.pref.kochi.lg.jp

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/>